

国勢調査の概要

【目的】国・都道府県・市区長村の行政上の基本的な資料を得るための調査

国勢調査は、行政を進める上で最も基本となる人口・世帯数をはじめ、男女・年齢別、産業別などの人口の構造や世帯の構成・居住状況を明らかにするために行われるものです。

(法定人口や社会福祉、防災対策などいろいろな行政資料として利用)

統計法で定められた最も重要な統計調査

「統計法」で、5年ごとに行うことが定められています。
調査の具体的な方法などは、「国勢調査令」と「国勢調査施行規則」に定められています。

また、国の最も基本的な統計調査として、統計法の規程により「基幹統計調査」として定められています。

調査の対象となる人・世帯

日本に住んでいるすべての人・世帯が対象となります。



★（独）統計センターに於いて、集計します。

★速報結果は、令和8年5月末に公表され、順次詳しい統計が公表されます。